

公募要領

1. 事業名 令和6年度日本映画の海外発信事業（海外映画祭への出品等支援事業）

2. 事業目的

優れた日本映画の発展と世界への我が国の文化発信に資するため、海外映画祭への出品や日本映画の特集上映等の際に必要な字幕制作、映画製作者の海外渡航支援を行うほか、二国間の映画共同製作協定の締結が進められる中、相手国との交流促進・関係強化のため、海外映画祭における出展により、人材交流・発信を推進する。

また、世界水準の映画制作を推進し、映画分野における国内外の人材交流を促進するため、国内外芸術系大学等の学生等を対象とした共同ワークショップの取組を実施し、映像分野におけるグローバルネットワークの構築・強化を図る。

3. 事業内容

事業内容は下記（１）～（８）のとおり。

- （１）海外映画祭への出品支援に関する業務
- （２）見本市における展示施設（「ジャパン・ブース」）の設置・運営
- （３）若手日本人映画監督の海外向けプロモーションの実施
- （４）新作日本映画を紹介する冊子（「Japanese Film」）の作成
- （５）映画分野における海外ネットワークの構築強化に向けた共同ワークショップの実施
- （６）事業成果に係る指標等の調査等の協力
- （７）業務の引継ぎ
- （８）その他

※詳細な業務内容については、仕様書に記載している。あわせて仕様書を確認すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に該当する事項

- （１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和7年3月31日

採択件数：1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

事業規模：1億940万円

6. 公募説明会の開催

開催日時：令和6年2月15日（木）16時

開催場所：オンライン

- ・説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mailにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申請すること（公募説明会開催日の前日18時まで）。なお、1社あたり、2名までの参加とする。
- ・登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。
- ・応募にあたり、本説明会への参加は任意である。
- ・オンライン接続方法等の詳細については、申請時のメールアドレスへ説明会当日正午頃までに連絡する。

(事前登録宛先) E-mail : media@mext.go.jp

7. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

8. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出先、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁参事官（芸術文化担当）付映画振興係

TEL : 03-5253-4111（内線2083）

E-mail : media@mext.go.jp

(2) 提出書類

- ①組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面
- ②企画提案書（様式1～3）
- ③事業実施主体の体制、財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料（様式任意）
（例 定款の写し、組織図、貸借対照表、収支決算書、類似の事業の事業報告書等）
- ④誓約書
- ⑤審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(3) 企画提案書の提出方法

（電子メール提出の場合）

- ①上記提出書類①～⑤を一つのPDFファイルとし、電子メールに添付して提出すること。
- ②PDFの原稿サイズはA4サイズとすること。
- ③ファイル名は冒頭に競争参加者の団体名を記載する形で、「（団体名）令和6年度日本映画の海外発信事業企画提案書」とすること。
- ④送付するメールの件名は「（提出）令和6年度日本映画の海外発信事業企画提案書」とすること。
なお、メールでデータ送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

（郵送の場合）

- ① 上記提出書類①～⑤を紙媒体1部及び①～⑤を一つのPDFファイルを入れたCD-ROMにて提出すること。
- ②PDFの原稿サイズはA4サイズとすること。
- ③冒頭に競争参加者の団体名を記載する形で、「（団体名）令和6年度日本映画の海外発信事

業企画提案書」と明記した封筒に提出書類を封入の上、簡易書留、宅配便等の応募配達を証明できる方法により送付すること。

(その他、電子メール・郵送共有事項)

- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語で作成すること。また、金額は日本国通貨を単位として作成すること。
- ・企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用・転載を禁止する。
- ・提出後の書類の差し替え、変更、追加等は一切認めない。
- ・電子メール、郵送上の事故等の責任は一切負わない。

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和6年3月1日（金）13時必着（※電子メール・郵送ともに）

提出先：media@mext.go.jp

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

(5) その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ・8.（3）の提出メール受信後、担当係から到着確認の返信を行うが、もし上記提出期限を経過しても返信がない場合は、8.（1）に問い合わせを行うこと。
- ・提出された企画提案書等については返却しない。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること（※自著・押印は不要。）。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

11. 契約締結

(1) 選定の結果、契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認められているもの以外の経費、業務の履行に必要なでない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約額及び

契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

- (2) 国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはできないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

12. スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ①公募説明会 | 令和6年2月15日(木) 16時～ |
| ②企画書提出〆切 | 令和6年3月1日(金) 13時 |
| ③審査 | 令和6年3月上旬頃 |
| ④選定及び事業計画書の提出 | |
| | 令和6年3月中旬頃 |
| ⑤契約締結 | 令和6年4月上旬頃 |
| ⑥契約期間 | 契約締結日から業務完了日又は契約期間満了日まで |

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書、事業計画書及び文化庁委託業務実施要領、経費計上の留意事項等を遵守すること。
- (文化庁委託業務実施要領、経費計上の留意事項等：<https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>)
- (2) 事業実施に当たっては、文化庁と十分な連絡調整を図り、契約書等に定めのない事項がある場合、又は疑義が生じた場合には、文化庁担当官の指示に従うこと。
- (3) 文化庁が必要と認めるときは、締結する契約等に基づく手続の上、本事業に係る経費の一部又は全部を概算払いすることができる。
- (4) 決定した企画内容等については、文化庁及び各選定委員の意見により変更を求めることがある。
- (5) 本事業で制作した作品の著作権については、締結する契約に基づき処理するものとする。
- (6) 本企画公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合がある。
- (7) 本事業の支払い等を通じて、マイルやポイントを取得することは禁止する。
- (8) 女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定など応募書類に記載した事項について、認定の取消などによって提出した内容と異なる状況となった場合には、速やかに届け出ること。
- (9) 事業の提案に当たっては、サプライチェーン・リスクに十分に配慮した計画とすること。
- (10) 再委託先が子会社や関連企業等の場合は利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

- (11) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (12) 一般管理費率の設定について、①直近の決算から算出の率②受託者の内規③10%の3つを比較して最も低い率で決定する。
- (13) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (14) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規程、見積書、一般管理率算定根拠資料等）
- ・別紙（銀行口座情報）
- ・その他必要と思われる資料

令和6年度日本映画の海外発信事業
(海外映画祭への出品等支援事業)

仕 様 書

令和6年2月
文化庁参事官(芸術文化担当) 付

1. 事業名

令和6年度日本映画の海外発信事業（海外映画祭への出品等支援事業）

2. 委託事業の趣旨・概要

優れた日本映画の発展と世界への我が国の文化発信に資するため、海外映画祭への出品や日本映画の特集上映等の際に必要な字幕制作、映画製作者の海外渡航支援を行うほか、二国間の映画共同製作協定の締結が進められる中、相手国との交流促進・関係強化のため、海外映画祭における出展により、人材交流・発信を推進する。

また、世界水準の映画制作を推進し、映画分野における国内外の人材交流を促進するため、国内外芸術系大学等の学生等を対象とした共同ワークショップの取組を実施し、映像分野におけるグローバルネットワークの構築・強化を図る。

3. 委託業務の範囲

対象とする業務は、次の（1）から（8）とする。

（1） 海外映画祭への出品支援に関する業務

受託事業者は、海外の支援対象映画祭に参加した日本映画に対し、外国語字幕制作費、映画製作者の海外渡航費等への支援を行う。（今年度の支援対象映画祭の決定、募集要項の作成、募集、受付、審査委員会の運営及び面接（共に年度内3回程度の開催）、審査結果の通知等を含む。）また支援は下記A～Dの種別を設け実施する。

※今年度の支援対象映画祭の決定、募集要項の作成は文化庁に相談の上行うこと。

（令和5年度の募集要項は次のURLを参照：

<https://uni-japan.org/oversea/support/rules.html>）

- A) 支援対象映画祭公式部門出品への支援（3大映画祭メインコンペティション部門及び米国アカデミー賞ノミネート（作品部門等）を除く）
- B) 3大映画祭長編メインコンペティション部門出品及び米国アカデミー賞ノミネート（作品部門等）への支援
- C) 支援対象映画祭映画祭公式部門出品への支援
- D) クラシックス作品の3大映画祭出品への支援

※A～Dについて1,700万円程度の予算を計上すること。

（2） 見本市における展示施設（「ジャパン・ブース」）の設置・運営

受託事業者は、日本映画の海外展開の支援を行うことを目的として、年度内に4回程度海外映画祭見本市（カンヌ、アヌシー、トロント、ベルリン等を想定）に「ジャパン・ブース」を設置し、運営すること。そのために、「ジャパン・ブース」運営計画の策定、出展者の募集、出展者の調整・決定、各映画祭への出展申込み等手続、出展準備、会期中のブース運営を行う。なお、出展にあたり、他組織との連携が可能な場合については文化庁に相談の上、連絡・調整を行うものとする。

また、我が国の映画製作者と海外の映画関係者の人材交流を促進するため、海外映画祭においてパビリオン等を設置し人材交流イベントの企画及び実施を行うほか、年度内に2回程度ブースもしくはパビリオン等を設置することとした映画

祭に合わせてレセプションを実施する。

(3) 若手日本人映画監督の海外向けプロモーションの実施

受託事業者は、若手日本人映画監督の育成、海外における知名度の向上、業界関係者とのネットワークの構築や海外進出促進につなげるため、多くの映画関係者が集まる主要な海外映画祭へ若手日本人映画監督を派遣するとともに、講義等を実施すること。また、その他目的を達するために必要な取組があれば提案すること。なお、監督の選考方法及び実施内容については、文化庁と協議の上で決定することとする。

(4) 新作日本映画を紹介する冊子（「Japanese Film」）の作成

受託事業者は、海外における日本映画上映機会の創出に資するよう、令和6年1月～12月の間に日本で公開された映画についての情報を収集し、3名程度の有識者で構成される審査委員会を経て80作品程度を選定し、それらの作品の権利団体の許諾を得た上で、作品の詳細及び問い合わせ団体名を日英で記載した冊子を1,000冊程度作成し、納品すること。また、デジタル版も作成すること。なお、作成にあたっては、文化庁から提供された冊子（令和5年度の Japanese Film）を参照し、同程度の質・量を備えることとする。

(5) 映画分野における海外ネットワークの構築強化に向けた共同ワークショップの実施

受託事業者は、映画分野における国内外の人材交流の促進に資することを目的として、国内外（海外は大韓民国等を想定）において両国の芸術系大学等の学生等を対象とした共同ワークショップを実施すること。実施に当たっては、開催国における映画文化・産業の実態や実績を考慮した上で、開催地（開催機関）及びワークショップの分野及び内容等について、受託事業者から文化庁に提案を行うこと。共同ワークショップは、年度内に2回程度開催することとし、映画・映像分野の第一線で活躍する両国の講師により、複数分野（劇映画、アニメーション映画等を想定）について、講義及び実践等複数の形式において実施すること。その際、ワークショップの開催期間は各分野5日間程度、日本側学生の参加人数は各分野3名程度として実施すること。受託事業者は、講師や参加学生の調整、講義内容等のコーディネート、開催地（開催機関）における講義プログラムの実施等を必要に応じ海外側の芸術系大学等の機関と協働のうえで実施すること。

また、ワークショップの実施期間に合わせ、参加学生等と講師を含む国内外の映画関係者との人材交流イベント等の開催を検討すること。ワークショップ等の実施及び事前の広報等に当たっては、共催者や共同運営者を確保するなど、費用対効果を高める提案を歓迎する。なお、実施に当たっては、文化庁と協議の上で決定することとする。

(6) 事業成果に係る指標等の調査等の協力

本事業の成果把握に必要な指標等の調査等に協力すること。調査内容は文化庁から別途指示することとする。

(7) 業務の引継ぎ

事業実施期間満了の際に受託事業者の変更が生じた場合は次回の受託事業

者に対して引継書を作成すること。

(8) その他

以上(1)から(7)に係る業務についての、人件費、事業費(諸謝金(審査謝金、講師謝金等)、旅費(海外旅費等)、借損料(ブース等設置費、選考委員会会場費等)、消耗品費、会議費(海外レセプション費、選考会会議費等)、通信運搬費(海外・国内発送運搬費等)、雑役務費(字幕製作費、海外渡航支援費、ブース用等展示素材製作費、日本映画冊子編集費、教材等印刷費等)、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費を計上すること。

また、事業の進捗等については、文化庁と随時協議及び報告するとともに上記(1)から(7)の業務終了後、本業務を行ったことの効果検証を行い、報告書を作成し、委託業務完了報告書提出までに文化庁に報告書10部及び電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。))にて納品すること。

5. 成果物

以下の1点を成果物として納品すること。納期は令和7年3月31日とする。

- (1) 報告書(紙媒体10部及び電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。))(PDF、電子メールにて提出))

※報告書には必要に応じて、理解しやすい図、表等も盛り込むこと。

※電子媒体は、報告書作成の為に作成した全てのデータを章立てごと等に分類・整理して提出するものとする。

6. 著作権、成果物等の取扱い

(1) 本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。

- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

7. 委託契約期間

契約締結日 ~ 令和7年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎5階

文化庁参事官(芸術文化担当)付映画振興係

media@mext.go.jp

9. 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、確認したことをもって検査とする。

10. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1.1. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1.2. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする

1.3. その他

(1) 再々委託される業務がある場合は、その受託事業者は本仕様書における服務関係等を遵守するものとする。

(2) 一般管理費の計算から再委託費分は除外する。

(3) 再委託及び再々委託を行う場合で、その相手先が子会社や関連企業等の場合は利益控除を行うこと。

(4) 人件費単価について受託単価計算を採用する場合は、以下のいずれかを提出すること。①当該の単価規程等が公表されていることが分かるもの、②他の官公庁で当該単価の受託実績があることが分かるもの、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があることが分かるもの。

(5) 一般管理費率は、10%の範囲内で、受託事業者の直近の決算により算定した一般管理費率と受託規定による一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算定すること。

(6) 事業の提案に当たっては、サプライチェーン・リスクに十分配慮した計画とすること。

(7) 提出した報告書の記述に関し、即時適切な説明ができる体制を整えること。

(8) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書類の提出が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費の支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として受託可否を検討すること。

(9) 文化庁の予算状況により、事前に受託事業者へ通知の上、業務内容及び当仕様書を見直すことがある。

審査基準

I 審査方法

企画提案書に基づき、選定委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細について質問し、回答を求めることもある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員会委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

予算規模の範囲内において、原則として評価点が最も高い者を採択案件に決定する。ただし、得点が18点以下のものは採択しない。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ④ 事業を実施する上で適切な財務基盤を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業のスケジュールが具体的かつ合理的であるとともに、委託者の意図と合致していること。
- ③ 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 提案に当たり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法がほかの手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること。）。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点
やや劣っている = 2点 劣っている = 1点

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

審査要領

日本映画の海外発信事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査の過程で知り得た情報（個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報）を口外してはならない。また、審査委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁参事官（芸術文化担当）付映画振興係に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に次のような深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
 - (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある場合
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）にある場合
 - (3) 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
 - (4) 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係にある場合
 - (5) 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

- 第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁参事官（芸術文化担当）付映画振興係に報告しなければならない。
- 2 文化庁は前項の報告を受けた場合には適切に対処しなければならない。